

院内感染対策のための指針

院内感染対策の目的

病院において、患者や職員等および施設ならびに小動物に起因する感染を防止し、患者に良質な医療を提供するとともに患者や職員、訪問者の安全を確保する。

院内感染対策の意義

患者は疾病を治療するために、病院に通院或いは入院するが、そこで新たに感染性疾患に罹患する例がみられる。「新たに」というのは、病院内で感染したものだけを意味している。以前罹患していた感染症の再燃や、病院に来た時点で潜伏していた感染症は含まれない。

従って、患者が新たに感染性疾患に罹患しないよう対策を講じることは、病院の義務であり、良質な医療を提供することにつながる。また同時に、職員や訪問者が感染を受けないよう対策を講じることも、安全な環境のもとで患者が安心して医療を受けられるということで、病院の医療サービスの向上につながる。感染対策は、全職員が関与して主体的に取り組むべき重要なことである。

院内感染対策組織機構

- ① 院内感染対策委員会
- ② 院内感染対策チーム（ICT）及び抗菌薬適正使用支援チーム（AST）
- ③ 院内感染対策看護師連絡会

職員研修に関する基本方針

- ① 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることで職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的に実施する。
- ② 職員研修は、就職時の初期研修のほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年1回以上全職員を対象に開催する。必要に応じて、各部署、職種毎の研修も随時開催する。
- ③ 職員は、年1回以上研修（外部研修を含む。）を受講しなければならない。
- ④ 院内研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）等を記録し院内感染対策委員会へ報告・提出する。
- ⑤ 感染対策に関わる職員は専門的研修への参加等を通じ、感染管理の最新の知識・技術を得、院内感染対策に還元する。

感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

- ① 各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- ② 検査部細菌検査室では、業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなどの解析を行って、疫学情報を日常的にICT および臨床側へフィードバックする。
- ③ アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応等を副院長、病院長に報告する。院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- ④ 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

患者等への情報提供と説明に関する基本方針

- ① 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。
- ② どの感染に対しても患者・家族への説明を当院の説明用紙にて説明を行う。
- ③ 指針は、患者およびその家族から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。

その他院内感染対策の推進のために基本方針

- ① 院内感染対策マニュアルは各部署に配置する。職員は常時閲覧でき、マニュアルに基づき院内感染対策を実施する。
- ② 職員は、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。また、個人用防御具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用、真空採血管ホルダーの利用、職業感染の防止に努める。
- ③ 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザ及び小児ウイルス性疾患ワクチンの予防接種に積極的に参加する。職員のワクチン接種および抗体価測定等の感染予防策については、衛生委員会が司る。
- ④ 医療従事者が職業感染に限らず感染症に罹患した場合は、本人だけの問題にとどまらず患者ないしは他の職員への感染源ともなりうることを念頭に置き、感染防止対策の遵守を行う。